

《別表2》

受験資格及び免除の範囲

受験資格（主なもの）		実務 経験 年数	実技	免除の範囲		
				学 科		指導 方法
				関連学科	系基礎	
学校教育	★大学卒業	1		○	○	
	★短期大学卒業	2				
	★高等専門学校卒業	2		○	○	
	★高等学校卒業	3				
	高等学校以上を卒業	5				
職業 訓練	長期課程の指導員訓練を修了した者	1				
	長期養成課程の指導員訓練を修了した者	1				
	短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者 （職業能力開発総合大学の長が認める者）	1	合格と認められる科目に ついて免除			
	★専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了	1		○	○	
	★応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了	—		○	○	
	★普通課程の普通職業訓練修了	2				
	★専修訓練課程の普通職業訓練修了	3				
厚生 労働 大臣が 指定する 学校	★専門課程（2年）の専修学校卒業	3				
	★専門課程（3年以上）の専修学校卒業	2				
	★高等課程若しくは一般課程（2年）の専修学校 または各種学校（2年）卒業	4				
	★高等課程若しくは一般課程（3年以上）の専修学校 または各種学校（3年以上）卒業	3				
実務経験のみ		8				
免許職種に関する技能検定に 合格した者	1級又は単一等級（※1）（※2）	—	○	○	○	
	2級（※1）	—	○			
職業訓練指導員試験の 一部合格者	免許職種の実技試験合格者	—	○			
	免許職種の学科試験のうち関連学科 （系基礎学科又は専攻学科）合格	—		合格した学科 について免除		
	指導方法合格	—				○
上記いずれかの受験資格に該当し、他職種の職業訓練指導員免許の 交付を受けた者又は学科試験に合格した者		—		△		○
別表3に掲げる他の法令により試験の免除をうけることができる者		—	7ページ参照			

(注意)

- (1) ★印は免許職種に関する学科を履修していること。
- (2) ○印は試験が免除される範囲。
- (3) △印は当該免許職種に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。
- (4) ※1 別表4「職業訓練指導員免許職種と技能検定職種との対応表」を参照。
- (5) ※2 技能検定職種の「バルコニー施工」「電子回路接続」については試験の免除はありません。

《別表3》

他の法令による受験資格及び試験免除の範囲（主なもの）

免許職種	試験の免除を受けることができる者	免除の範囲			
		実技	学 科		指導方法
			関連学科 系基礎	専攻	
溶 接 科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○	○	
電 子 科	電波法による第1級陸上無線技術士の免許を有する者	○	○	○	
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、1級2輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士若しくは2級2輪自動車整備士、平成12年省令改正前の1級4輪自動車整備士又は昭和53年省令改正前の2級3輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
航空機整備科	航空法による1等航空整備士若しくは2等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	○	○	○	
測 量 科	測量法による測量士の試験の合格証書を有する者	○	○	○	
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法施行規則によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	○	○	○	
電気通信科	電波法による第1級総合無線通信士の免許を有する者	○	○	○	
臨床検査科	医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する者	○	○	○	
事務科	公認会計士法による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験、平成15年法律による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第2次試験若しくは第3次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	○	○	○	

(注意)

(1) ○印は、試験が免除される範囲。

(2) 上記以外の試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲については、お問合せください。